平成２４年（家）第９７７号
事務所浜松市南区参野町170番地の１　名波直紀司法書士事務所
申立人　名波　直紀
本籍静岡県磐田市敷地599番地２、最後の住所静岡県磐田市敷地83番地８　特別養護老人ホーム豊仙苑、死亡の場所静岡県磐田市、死亡年月日平成24年４月８日、出生の場所静岡県磐田郡敷地村、出生年月日昭和５年２月18日、職業無職
被相続人　亡　佐野きぬゑ
催告期間満了日　平成25年７月31日
静岡家庭裁判所浜松支部

平成２４年（家）第１０４０号
三重県名張市平尾3213番地５賛急屋ビル３階
申立人　弁護士　中谷　大介
本籍三重県伊賀市山出736番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所三重県伊賀市、死亡年月日平成24年４月10日、出生の場所三重県名賀郡猪田村､出生年月日昭和５年２月11日、職業不詳
被相続人　亡　稲垣仁一郎
催告期間満了日　平成25年８月９日
津家庭裁判所伊賀支部

平成２４年（家）第３３８０号
京都市中京区夷川通富小路西入ル北側　ムロビル２Ｆ　加藤・藤田法律事務所
申立人　弁護士　西村　友彦
本籍京都市中京区竹屋町通堀川東入西竹屋町526番地、最後の住所京都市中京区壬生西檜町13番地、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日平成24年３月４日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和18年７月11日、職業無職
被相続人　亡　野村　久子
催告期間満了日　平成25年７月31日
京都家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第２３３９号
札幌市豊平区西岡１条９丁目６番15号
申立人　丸尾　正美
本籍北海道枝幸郡浜頓別町字浜頓別154番地、最後の住所札幌市手稲区前田８条10丁目12番22号児玉方
不在者　臼渕　正義
昭和17年９月５日生
公示催告期間満了日　平成25年７月26日
札幌家庭裁判所

平成２４年（家）第１０２２５号
茨城県守谷市乙子473番地７
申立人　浦和　光雄
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所東京都新宿区高田馬場１丁目305番地の８
不在者　浦和　　緑
昭和32年２月９日生
公示催告期間満了日　平成25年８月10日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第６１９号
千葉県千葉市中央区葛城３―２―27
申立人　赤井　　裕
本籍東京都杉並区阿佐谷北５丁目38番地、最後の住所東京都三鷹市中原２丁目19番３号
不在者　赤井文次郎
明治22年４月25日生
公示催告期間満了日　平成25年８月14日
東京家庭裁判所立川支部

平成２４年（家）第１３９９号
東京都青梅市東青梅２丁目19―24
申立人　久保トキ江
本籍東京都青梅市東青梅２丁目19番地４、最後の住所東京都青梅市東青梅２丁目19番地の24
不在者　久保　和政
昭和３年11月１日生
公示催告期間満了日　平成25年８月14日
東京家庭裁判所立川支部

平成２４年（家）第２１１４号
栃木県宇都宮市野高谷町318―１
申立人　吉川　秀子
本籍栃木県宇都宮市野高谷町318番地１、最後の住所東京都国立市中１丁目２番地の22フラットナガノ203
不在者　吉川　信久
昭和25年９月23日生
公示催告期間満了日　平成25年８月14日
東京家庭裁判所立川支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第９号
埼玉県秩父市田村769番地１
申立人　有限会社昭和総合
代表者代表取締役　宮下　　昭
権利を争う旨の申述の終期　平成24年12月21日
平成24年12月27日　　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ214899
金額　4,960,000円
支払期日　平成24年11月30日
支払地　さいたま市
支払場所　株式会社みずほ銀行浦和支店
振出日　平成24年７月31日
振出地　さいたま市浦和区
振出人　中島建工株式会社　代表取締役　中島　道宏
受取人　有限会社サンキスチール企画工業
裏書人　有限会社サンキスチール企画工業　代表取締役　三上喜久雄
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第３号
東京都中央区銀座１丁目13番８号
申立人　日本ウエルディング・ロッド株式会社
代表者代表取締役　山﨑　達彦
権利を争う旨の申述の終期　平成24年12月25日
平成24年12月26日　　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　018385
金額　850,327円
支払期日　平成24年11月30日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社広島銀行福山営業本部
振出日　平成24年７月17日
振出地　広島県福山市
振出人　藤井商事株式会社　代表取締役　藤井　克彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４７６号
和歌山市和歌川町２―20
債務者　有限会社松新コーポレーション
代表者取締役　小松　恒敏
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　雅博
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時10分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７７９号
宮城県名取市閖上４丁目14番17号
債務者　株式会社南雲商店
代表者代表取締役　南雲　勝征
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野寺友宏
４　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後２時
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
茨城県守谷市けやき台２丁目29番１
債務者　有限会社ユニティスポーツ
代表者取締役　川崎　泰彦
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒田　松壽
４　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前10時
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係